



# 大津市公報

平成 29 年 4 月 1 日  
号外 (第 23 号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

- 74 政治倫理の確立のための大津市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
- 75 大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則..... 2
- 76 大津市子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則..... 2

### 告 示

- 70 包括外部監査契約の締結について..... 3

### 議 会 議 長 告 示

- 2 大津市議会局規程の一部改正..... 3

## 規 則

政治倫理の確立のための大津市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成29年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第74号

政治倫理の確立のための大津市長の資産等の公開に関する条例施行規則

政治倫理の確立のための大津市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成 7 年規則第76号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「上場株式等に係る」を「上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び」、「土地等」を「土地」に、「に係る事業所得及び雑所得」を「に係る事業所得の金額及び雑所得の金額」に改め、「長期譲渡所得」及び「短期譲渡所得」の次に「の金額」を加え、「株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得」を「一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額、同法第37条の11の規定に基づく上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額」に、「事業所得、譲渡所得及び雑所得の所得」を「事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得」に改める。

様式第 3 号中

分 離 課 税	土地等の事業所得及び雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業所得、譲渡所得及び雑所得		
	上場株式等の配当所得		
	先物取引の事業所得、譲渡所得及び雑所得		

を

分	土地の譲渡等に係る事業所得及び雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		

離 課 税	一般株式等の譲渡に係る事業所得、 譲渡所得及び雑所得			に改める。
	上場株式等の譲渡に係る事業所 得、譲渡所得及び雑所得			
	上場株式等の配当等に係る利子所 得及び配当所得			
	先物取引に係る事業所得、譲渡所 得及び雑所得			

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第75号**

大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

大津市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年規則第69号）の一部を次のように改正する。

附則別表 C 1 階層の項中「5,500円」を「1,100円」に、「4,500円」及び「4,000円」を「900円」に、「3,200円」を「700円」に、「4,400円」を「900円」に改め、同表 D 1 階層の項中「6,400円」を「1,100円」に、「5,100円」及び「4,900円」を「900円」に、「3,900円」を「700円」に、「6,300円」を「1,100円」に、「4,800円」を「900円」に改め、同表 D 3 階層の項中「7,700円」を「1,100円」に、「6,200円」を「900円」に、「5,000円」を「700円」に、「7,600円」を「1,100円」に、「6,100円」を「900円」に、「4,900円」を「700円」に改め、同表 D 5 階層の項中「9,500円」を「1,100円」に、「7,600円」及び「8,000円」を「900円」に、「6,500円」を「700円」に、「9,300円」を「1,100円」に、「7,500円」及び「7,900円」を「900円」に、「6,400円」を「700円」に改め、同表備考第 7 項中「かかわらず」の次に「B 2 階層」を加える。

別表第 1 D 1 階層の項中「2,300円」を「0円」に改め、同表 D 3 階層の項中「3,100円」を「0円」に改め、同表 D 5 階層の項及び D 7 階層の項中「4,700円」を「0円」に改め、同表備考第 4 項中「第 6 項」を「次項」に改め、同備考第 5 項を削り、同備考第 6 項中「第 4 項」を「前項」に改め、同項を同備考第 5 項とし、同備考中第 7 項を第 6 項とし、第 8 項を第 7 項とし、同備考第 9 項中「第 6 項」を「第 5 項」に改め、同項を同備考第 8 項とし、同備考第 10 項を同備考第 9 項とする。

別表第 2 C 1 階層の項中「6,600円」を「1,300円」に、「4,700円」を「1,000円」に、「6,500円」を「1,300円」に改め、同表 D 1 階層の項中「7,700円」を「1,300円」に、「5,800円」を「1,000円」に、「7,600円」を「1,300円」に改め、同表 D 3 階層の項中「9,300円」を「1,300円」に、「7,400円」を「1,000円」に、「9,100円」を「1,300円」に、「7,300円」を「1,000円」に改め、同表 D 5 階層の項中「11,300円」を「1,300円」に、「9,600円」を「1,000円」に、「11,200円」を「1,300円」に、「9,500円」を「1,000円」に改め、同表備考第 7 項中「かかわらず」の次に「B 2 階層」を加える。

**附 則**

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の大津市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる特定教育・保育等について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

-----

大津市子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第76号**

大津市子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

大津市子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則 (平成27年規則第70号) の一部を次のように改正する。

別表 C 1 階層の項中「6,600円」を「1,300円」に、「4,700円」を「1,000円」に、「6,500円」を「1,300円」に改め、同表 D 1 階層の項中「7,700円」を「1,300円」に、「5,800円」を「1,000円」に、「7,600円」を「1,300円」に改め、同表 D 3 階層の項中「9,300円」を「1,300円」に、「7,400円」を「1,000円」に、「9,100円」を「1,300円」に、「7,300円」を「1,000円」に改め、同表 D 5 階層の項中「11,300円」を「1,300円」に、「9,600円」を「1,000円」に、「11,200円」を「1,300円」に、「9,500円」を「1,000円」に改め、同表備考第 6 項中「かかわらず」の次に「、 B 2 階層」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に行われる特定保育に係る保育料について適用し、同日前に行われた特定保育に係る保育料については、なお従前の例による。

告 示

大津市告示第70号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の36第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

- 1 契約を締結した者の氏名及び住所  
松尾 宏文  
草津市西大路町10番10 - A 908号
- 2 契約の期間の始期  
平成29年 4 月 1 日
- 3 監査に要する費用の額の算定方法  
契約で定める基本費用の額及び契約で定めるところにより算出した執務費用の額の合算
- 4 監査に要する費用の支払方法  
監査の結果に関する報告の提出後に一括払する。ただし、必要があると認めるときは、執務費用に相当する額の範囲内で概算払をすることができる。

議 会 議 長 告 示

大津市議会議長告示第 2 号

大津市議会局規程 (昭和58年議会議長告示第 1 号) の一部を次のように改正する。

平成29年 4 月 1 日

大津市議会議長 鷲 見 達 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p><b>第 3 条</b> 前条に規定する課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>議会総務課 総務係</p> <p>~ - 略 -</p> <p><u>政治倫理審査会に関すること。</u></p> <p>__ 議会災害対策会議に関すること。</p> <p>__ 公印の保管に関すること。</p> <p>__ 議会局の一般庶務に関すること。</p> <p>__ 議会局内他課の所管に属さない事項に関すること。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p><b>第 3 条</b> 前条に規定する課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>議会総務課 総務係</p> <p>~ - 略 -</p> <p>__ 議会災害対策会議に関すること。</p> <p>__ 公印の保管に関すること。</p> <p>__ 議会局の一般庶務に関すること。</p> <p>__ 議会局内他課の所管に属さない事項に関すること。</p>

政策法制係

- 略 -

- 政策検討会議に関する事。
- 議会活性化検討委員会に関する事。
- 議会ミッションロードマップに関する事。
- 議員研修会に関する事。
- 議長会に関する事。

議事調査課

議事係

及び - 略 -

議案の受理並びに決議案及び意見書の処理に関する事。

～ - 略 -

調査係

～ - 略 -

議会広報に関する事。

及び - 略 -

(議事調査課長の専決事項)

**第9条** 議事調査課長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

及び - 略 -

(係長の専決事項)

**第10条** 係長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

及び - 略 -

議会局フェイスブックの掲載に関する事。

(代決)

**第11条** 議長又は専決者が不在のときは、次の区分に従ってその専決事項のうち主管事務について代決することができる。

議長又は専決者	第1次代決者	第2次代決者
議長	局長	次長
局長	次長	課長又は課長補佐
次長	課長又は課長補佐	副参事又は主幹
課長	課長補佐又は副参事	主幹又は係長

2 前項の規定により代決できる範囲は、議長又は専決者からあらかじめその処理について特に指示を受けた事項又は緊急やむを得ない事項とする。

政策法制係

- 略 -

- 政治倫理審査会に関する事。
- 政策検討会議に関する事。
- 議会活性化検討委員会に関する事。
- 議会ミッションロードマップに関する事。
- 議員研修会に関する事。
- 議長会に関する事。

議事調査課

議事係

及び - 略 -

議案の受理並びに決議案及び意見書案の処理に関する事。

～ - 略 -

調査係

～ - 略 -

議会広報及び広聴に関する事。

及び - 略 -

(議事調査課長の専決事項)

**第9条** 議事調査課長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

及び - 略 -

議会ホームページの更新に関する事。

議会局フェイスブックの掲載に関する事。

(係長の専決事項)

**第10条** 係長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

及び - 略 -

(代決)

**第11条** 議長又は専決者が不在のときは、次の区分に従ってその専決事項のうち主管事務について代決することができる。

議長又は専決者	第1次代決者	第2次代決者
議長	局長	次長
局長	次長	主管の課長
次長	主管の課長	主管の課長補佐(副参事を含む。以下同じ。)
課長	主管の課長補佐	主管の係長

2 専決者及び代決者がともに不在の場合において緊急を要する事項については、当該専決者の上司が決裁するものとする。

3 第1項の規定により代決できる範囲は、議長又は専決者からあらかじめその処理について特に指示を受けた事項又は緊急やむを得ない事項とす

3 代決者は、代決した書類を遅滞なく議長又は専決者の後関に供しなければならない。

る。  
4 代決者は、代決した書類を遅滞なく議長又は専決者の後関に供しなければならない。

**附 則**

この告示は、平成29年4月1日から施行する。